

## PTA 会則 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

変更後	変更前
<p>(名称及び所在地) 第1条 本会は、浦安市立高洲小学校PTAと称し、所在地を千葉県浦安市高洲4丁目2番1号 高洲小学校内とする。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成を図るとともに会員相互の理解を深めることを目的とする。</p> <p>(方針) 第3条 本会は、ゆたかな教育を目指す自主団体として活動し、特定の政党や宗教に偏る事なく、また、営利行為は行わない。本会は、学校の人事及び管理には干渉しない。</p> <p>(活動) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するための活動を行う。</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員は、高洲小学校に在学する児童の保護者と教職員とする。</p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以上(うち教頭1名) (3) 書記・広報 4名以上 (4) 会計 2名以上 (5) 庶務 2名以上 (6) 会計監査 2名 2. 役員の任期は1年とし、<u>再任を妨げない。ただし、次年度役員が決定するまでは任期満了後も任務を継続する。</u></p> <p>(役員の仕事) 第7条 役員の仕事は次の通りとする。</p>	<p>(名称及び所在地) 第1条 本会は、浦安市立高洲小学校PTAと称し、所在地を千葉県浦安市高洲4丁目2番1号 高洲小学校とする。</p> <p>(目的) 第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な育成を図るとともに会員相互の理解を深めることを目的とします。</p> <p>(方針) 第3条 本会は、ゆたかな教育を目指す自主団体として活動し、特定の政党や宗教に偏る事なく、また、営利行為は行いません。本会は、学校の人事及び管理には干渉しません。</p> <p>(活動) 第4条 本会は、第2条の目的を達成するための活動を行います。</p> <p>(会員) 第5条 本会の会員は、高洲小学校に在学する児童の保護者と教職員とします。</p> <p>(役員) 第6条 本会に次の役員を置きます。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名以上(うち教頭1名) (3) 書記・広報 4名以上 (4) 会計 2名以上 (5) 庶務 2名以上 (6) 会計監査 2名 2 役員の任期は1年とし、次年度役員が決定するまで任務を引き継ぐこととしますが、再任は妨げません。</p> <p>(役員の仕事) 第7条 役員の仕事は次のとおりとします。</p>

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記・広報は、本部が開催する会議記録や通知その他書類の作成保管ならびに広報活動にあたる。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づき、会計事務一切を行う。
- (5) 庶務は、庶務事項全般をつかさどる。
- (6) 会計監査は、本会の会計監査を行い総会において監査結果を報告する。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会に諮って決定する。

2. 役員に途中欠員が生じた場合、運営委員会において協議し、残任期間について欠員の補充をすることができます。ただし、会長に欠員が生じた場合については、副会長のいずれかが残任期間を代行することとする。
3. 役員の選考にあたっては、必要に応じて役員選考委員会を設置することができる。

(学校長)

第9条 学校長は必要に応じて会議に出席し、本会と学校運営上の調整などについて意見を述べるができる。

(組織)

第10条 本会は次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会
- (4) 専門部

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

2. 総会は、年1回会長が召集する。ただし、運営委員会が必要と認めたときには臨時に開催する。
3. 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。
4. 総会の議決は出席者の過半数の賛成で決定する。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
5. 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代行します。
- (3) 書記・広報は、本部が開催する会議記録や通知その他書類の作成保管ならびに広報活動にあたります。
- (4) 会計は、総会で決定された予算に基づき、会計事務一切を行います。
- (5) 庶務は、庶務事項全般をつかさどります。
- (6) 会計監査は、本会の会計監査を行い総会において監査結果を報告します。

(役員を選出)

第8条 役員は、総会に諮って決定します。

- 2 役員に途中欠員が生じた場合、運営委員会において協議し、残任期間について欠員の補充をすることができます。ただし、会長に欠員が生じた場合については、副会長のいずれかが残任期間を代行することとします。
- 3 役員の選考にあたっては、必要に応じて役員選考委員会を設置することができます。

(学校長)

第9条 学校長は必要に応じて会議に出席し、本会と学校運営上の調整などについて意見を述べるができます。

(組織)

第10条 本会は次の機関を置きます。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 本部役員会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とします。

- 2 総会は、年1回会長が召集します。ただし、運営委員会が必要と認めたときには臨時に開くことができます。
- 3 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立します。
- 4 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決定します。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 5 総会では、次の事項を審議します。

- (1) 活動報告及び決算承認
- (2) 活動計画及び予算承認
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要な事項の決定

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、本部役員と専門部をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として当該年度の活動方針・計画に則って日常的な議案の審議、承認を行う。

2. 運営委員会は原則として学期に1回以上の頻度で会長が召集する。

3. 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会で議決された事項の運営
- (2) 本部役員、専門部等より提出された議案の審議及び連絡調整
- (3) その他必要事項の議決及び処理

(本部役員会)

第13条 本部役員会は、会長、副会長、書記・広報、会計、庶務をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

2. 本部役員会は、運営委員会に必要な事項を協議・調整する。

(専門部)

第14条 本会は必要に応じて専門部を設ける。

2. 専門部の設置及び廃止は運営委員会に一任する。

(会計)

第15条 本会の運営に要する経費は、会費とその他の収入をもってあてる。

2. 会費は一世帯年額3,000円とし、教職員も同額とする。

3. 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

4. 納付された会費は、返金しないものとする。

(収支予算の追加または修正)

第16条 収支予算作成後に生じた事由に基づき特に必要がある場合は、運営委員会の承認を得て収支予算の追加または修正を行うことができる。

- (1) 活動報告及び決算
- (2) 活動計画及び予算
- (3) 役員の承認
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、本部役員会と専門部をもって構成し、総会に次ぐ議決機関として当該年度の活動方針・計画に則って日常的な議案の審議、承認を行います。

2 運営委員会は原則として学期に1回以上の頻度で会長が召集します。

3 運営委員会は、次の事項を審議します。

- (1) 総会で決議された事項の運営
- (2) 本部役員会、専門部等より提出された議案の審議及び連絡調整
- (3) その他必要事項の議決及び処理

(本部役員会)

第13条 本部役員会は、会長、副会長、書記・広報、会計、庶務をもって構成し、必要に応じて会長が召集します。

2 本部役員会は、運営委員会に必要な事項を協議・調整します。

(会計)

第14条 本会の運営に要する経費は、会費とその他の収入をもってあてます。

2 会費は一世帯年額3,000円とし、教職員も同額とします。

3 会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとします。

4 納付された会費は、返金しないものとします。

(収支予算の追加または更生)

第15条 収支予算作成後に生じた事由に基づき特に必要がある場合は、運営委員会の承認を受けて収支予算の追加または更生を行うことができる。

<p>(収支予算の実行)</p> <p><u>第17条</u> 支出予算は、当該支出予算等に定められた目的の他に使用してはならない。</p> <p>2. 前項にかかわらず、本会の事業上の必要があるときは、運営委員会の承認を得て目的外の支出を行うことができる。</p> <p>(個人情報の取扱い)</p> <p><u>第18条</u> 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。</p> <p>(細則)</p> <p><u>第19条</u> この会則に定める事項につき、その執行に必要な事項を細則として運営委員会の議決を経て定めることができる。</p>	<p>(収支予算の実行)</p> <p>第 16 条 支出予算は、当該支出予算等に定められた目的の他に使用してはならない。</p> <p>2 前項に拘らず、本会の事業上の必要があるときは、運営委員会の承認を受けて目的外の支出を行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 17 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は細則として運営委員会の議決を経て別に定めることができます。</p>
--	--